

宝暦期・天明期における飛騨屋の企業者活動

—支配人訴訟問題を中心にして—

三ツ木芳夫

はじめに

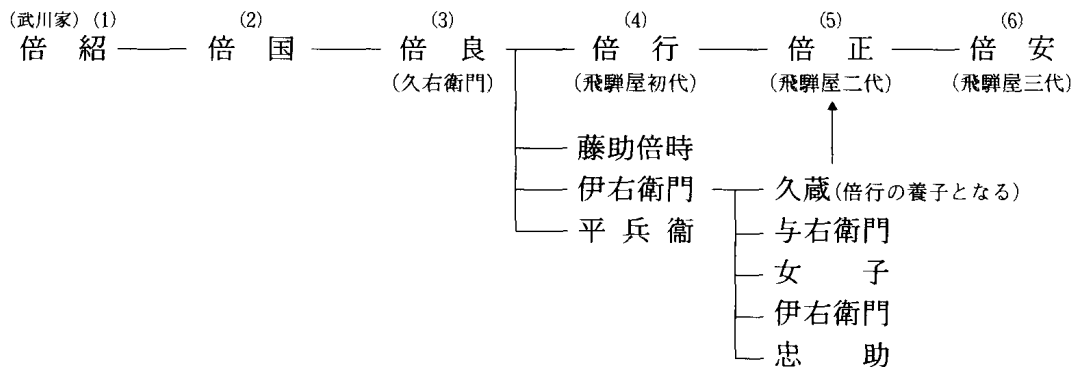
近世期松前藩の所有となる木材の伐採請負を企業者活動の中心に据え、蝦夷地開発事業家として大きな足跡を残した初代飛騨屋久兵衛倍行¹⁾の遺業を継承した二代目倍正²⁾、その実子として飛州益田郡下呂郷湯之島村に誕生した亀之助が、幼くして父を失うという事情から三代目飛騨屋を継いだのは七歳、寛保3年(1743)の時であった(図1参照)。倍安(幼名亀之助)が企業者として活動を開始した時期を寛保3年に定めた理由は、父である二代目倍正が寛保2年11月30日に福山で死亡(45歳)した翌年に、父のあとを継いで三代目倍安を名乗ることになったからである。しかしながら、この時亀之助は企業家としてあまりにも幼く、同郷の益田郡花池村の今井所左衛門を後見に飛騨屋三代目をスタートさせることになった³⁾。

さて、本稿の目的は飛騨屋の経営組織内において発生した支配人嘉右衛門の不正問題、それに続く松前藩士を巻き込んだ嘉右衛門の飛騨屋への営業妨害に対する飛騨屋側の対応、そしてその後の事業経営への影響を経営史の立場から考察することにある。

幕藩体制化の商人・企業家は代を重ねているということが事業の継承と発展につながらないことは承知している。従って、事業運営に対して企業家の管理能力に常時、創意・工夫をこらすと共に、その事業環境の変化に対する適切な対応を常に要求されるのは言うまでもない。初代から二代、三代と山林事業を中心に企業活動を行ってきた飛騨屋の場合、三代目倍安の時代に初めて経営組織内部において問題が発生した。大畑店支配人の不正問題がそれである。また、松前藩の木

図1

ここに武川家初代倍紹から六代目倍安（飛騨屋三代）までの簡単な系図を示しておく。



倍安の父・倍正（久蔵）は倍行の弟伊右衛門の子であり、伯父倍行の養子となって飛騨屋二代久兵衛倍正を名乗ることになる。倍正の出自に関しては「武川家系図」（『武川家文書』所収）を参照したが、現在のところこれ以上の資料はないと思われる。倍正の妻子である倍安は、父死亡のため7歳の時に飛騨屋三代目を継承。なお『武川家文書』の所在であるが、平成4年6月に岐阜県歴史資料館に寄託されて現在に至っている。

出典：「武川久兵衛系図」（『武川家文書』所収）。

材政策の変更とそれへの対応のため、三代目の時代に木材伐採事業から身を引き、場所請負事業に転換せざるを得ないという事態にも直面した。まさに飛騨屋の事業を大きく転換しなければならない変革の時を倍安は体験することになる。そこで第1章においては、三代目の企業者活動の時期がちょうど田沼時代にあたるので、こうした江戸中期の田沼による政治が当時の商人社会に、ひいては飛騨屋の事業経営にどのような影響を及ぼしたかを論述する。第2章では本研究のテーマである奉公人の不正問題と関連させて、江戸期商家に見る経営組織の一般的な特徴を、雇用制度を中心にとらえていく。また、飛騨屋がどのような管理体制をとっていたかを知るために、経営組織の在り方を検討しておく。第3章においては、嘉右衛門による不正問題と営業妨害、公訴問題など、こうした一連の事柄が飛騨屋の事業経営にいかなる影響を及ぼしたかを明らかにする。またその中での嘉右衛門解雇と飛騨屋の嘉右衛門に対する態度も合わせて明らかにしていく。さらに、松前藩士を巻き込んだ飛騨屋への事業経営に対する妨害と、それに対応した飛騨屋の公訴に関しては、幕府に対する訴訟の展開を通し

て飛騨屋がこの問題にどのように取り組んでいったかを検討していく。また公訴自体が飛騨屋に、どのような結末をもたらしたか、支配人の不正とそれに対する飛騨屋側の支配人解雇、それに続く支配人側の飛騨屋への営業妨害、こうした一連の営業妨害が訴訟問題にまで発展していったが、その問題の本質は何か、何が問題であったかを先行研究⁴⁾ 並びに史料によって検討していくことにする。

第1章 飛騨屋三代目の事業環境

1. 宝暦期から天明期の社会経済的背景

飛騨屋三代目倍安が企業家として本格的な活躍を開始した時期は宝暦期からであると考えられる。なぜなら当時の一般的商家の奉公人達も丁稚から手代へと昇格し、店に出て働く事が許される年代がおおむね20歳を超えていたからである。従ってこの期間およそ30年間は倍安の青年・壮年時代であり、企業家として油が乗りきった期間であったと言える。この時期の飛騨屋の木材請負事業については、次期論文において論究する予定であるので本稿では取り扱わない。

さて、宝暦期から天明期に至るまでの社会経済はどのような特徴を持っていたのであろうか。この時期は一般には田沼時代とも称され田沼意次個人の個性が幕府の政治・政策、またその時代に少なからぬ影響を与えたといってもよいだろう⁵⁾。

そこで本章では、十代将軍家治のもとで田沼が政治の実権を掌握していた時期を、倍安の経営環境と位置付ける。ここでは、田沼期の経済政策と関連づけて、商人（飛騨屋を含めて）達の経営環境への対応を見ていくことにしよう。

田沼時代の経済政策の特徴は、商人資本の積極的活用にある。例えば株仲間の公認、通貨政策、貿易振興政策などが挙げられる。本章では特に、株仲間政策を取り上げ、田沼の経済政策が商人社会に対して、どのような影響を及ぼしたかを探っていくことにする。とりわけ倍安はその経営環境をどのように受けとめたのか、本章の後半部分で

はこうした問題について言及していく。

2. 田沼時代の始まりと経済政策のねらい

享保の改革を推進した吉宗は延享2年、隠居となった後、西の丸に居住して幕政に対し影響を与えていたが、宝暦元年（1751）に没した。この後、宝暦・天明期に九代将軍家重、十代将軍家治と二代に渡って、将軍の御側衆・側用人として幕政の中核となった人物が田沼意次であった。田沼は明和9年1月に老中となり、天明6年8月に失脚するまでの期間は「田沼時代」と称され、商人資本との関係が強くなったことから「賄賂政治」と酷評されているのは周知のとおりである⁶⁾。田沼が幕政に関与し始めた頃は、将軍吉宗以来の農民への年貢増徴政策は限界を迎え、結果として農民の再生産にまで支障が見られた。また時代の流れの中で商品経済はますます発展し、ついには農村の階層分化をもたらすまでになった。こうした影響は農民を疲弊させるばかりでなく、減免要求の一揆すら頻発するほどであった。その結果、幕府の財政状態の悪化が目立つようになった。田沼の経済政策のねらいは、このような幕府の財政悪化を食い止めることにあった⁷⁾。

そこで以下、田沼の株仲間政策と商人社会への影響をみていくことにする。

(1) 田沼時代の株仲間政策⁸⁾

田沼は幕府の財政再建を株仲間結成に求めた。株仲間は田沼の時代に初めて結成されたわけではない。すでに江戸初期の頃には、家康は信長・秀吉の楽市・楽座政策を踏襲していた。したがって、商人や職人が自ら結成を働きかける白糸割符株や質屋・古手屋など貿易統制や取締りの必要によって仲間の結成が認められた。しかし、それ以外は原則として認めていなかった。幕府の仲間組織への認識に変化がみえたのは、17世紀後半であった。幕府は都市の間屋商人の組織とその商慣習による商業秩序の維持を目指すようになった。すなわち、仲間組織によって公安維持・不良品取締り・価格統制・お触れ伝達の容易性を考えたからである。その結果、寛文・延宝期になると、大阪では三

所綿市問屋、綿屋仲間、綿買次問屋、京口江戸口油問屋、廻船問屋、十人両替、材木問屋などの仲間組織が公認されることになった。江戸において仲間組合が結成されるのは大坂より遅れて享保期に入ってからである。しかし江戸仲間組合の結成に関しては、大坂とはその目的が異なる。江戸においては米価に比べ、商品の価格高騰が見られるので物価の引き下げを狙った政策となった。明らかにそれは幕府が仲間組合によって、商品流通ルートの調査・統制を計ろうと意図していたことが指摘される⁹⁾。

さて、田沼時代になって幕府はなぜ株仲間を公認したのであろうか。その理由を宮本又郎氏は次の4点にまとめている。

- ①従来非課税であった農村・都市での商工業に株仲間を公認する見返りとして冥加金を課し、租税基盤の強化を図った。
- ②享保期以来の年貢米増徴、年貢米販売高の増加による「米価下直・諸色高値」に対して株仲間組織の仲間調整能力・統制力によって、諸物価の統制を行おうとした。
- ③この物価政策に実効性をもたせるためには、動揺を見せ始めていた大坂の商人仲間の市場支配力を維持・強化ないし回復させねばならず、かつ株仲間の統制が及ぶ業種・地理的範囲を拡張しなければならなかった。
- ④商品流通の展開とともに、新たな流通・商業秩序が必要となり、その構築が株仲間期待されたことなどがその理由として挙げられている¹⁰⁾。

田沼時代の株仲間政策に関する議論では、独占的保護政策・特権商人擁護政策とみなされがちであったが、宮本氏は「仲間規約には株数を固定的にした仲間規約はほとんどないとの史料的判断から、仲間に参加しない同業者が増加してくると旧来の同業者によって定められた協定は、その効力が減少する。そうした状況下では、新しい仲間の組織化とそれによる新しい協定が必要となってくる。田沼時代の株仲間が民間の商工業者の願い出によって免許されていることが多いのは、18世紀中葉の経済発展の結果、経済界が新しい取引ルールの定率化を

必要としつつあったことを示している。」ととらえている¹¹⁾。

以上のように田沼時代の株仲間政策のねらいの一つは、株仲間の結成を促進することによって冥加金・運上金の増収を図ることであり、同時に物価対策がそこにからみ、米以外の諸色値段の引き下げを企図していたことがわかる。従って江戸を中心として展開した享保時代の株仲間政策と異なり、田沼時代のそれは大坂商人の仲間結成が中心となったわけである¹²⁾。

以上、田沼の経済政策のうち主要と思われる株仲間政策の特徴について論述してきた。若干の整理をして次に進んでいこう。

田沼は幕府の経済政策の中心が「重農主義」であることは十分に周知していたが、実際の幕藩制社会の動きを見ると、貨幣経済が急速に進展していることを認めざるを得なかった。そこでこうした現状認識のもとで田沼がとった政策が、先に述べたような「重農重商主義」、つまり商人の営業行為に対して課税を試みるということにつながったのである¹³⁾。

次に、田沼の打ち出した株仲間の公認政策は商人社会にどのような影響を与えていったかを見ていくことにする。

3. 商人社会への影響

前述のように、問屋仲間の申し合わせや商売の独占禁止の効力は弱く、商業経済の進展が商人間における仲間組合を助長していった。このため幕府は享保6年(1721)に「諸商人諸職人仲間を究め月行事を相定候事」(『徳川禁令考』前集の第五所収)という商人ならびに職人の仲間組合を認めることになった。すなわち、商業の発展にともない、町人勢力も成長してくるにつれ、幕府は仲間組合の結成を認めたのである。またそればかりでなく、仲間組合の組織を確立させることによって、商業の統括を進め、商人階級の統制を図ることを目指していた。同時に、財政難の折でもあり、株仲間の結成を許すことによって、幕府は運上金や冥加金の増収を図ることができるようになった。町人達にとって株仲間が公認されることは、すでに組合に加入した仲

間商人以外の新規開業が禁止となるので、自分達が長年の間築いてきた財や地位は、保証されるというメリットを意味した¹⁴⁾。

田沼時代において、特に大坂の株仲間結成が多く見られることは前述したとおりである。例えば、製造業関係は、17種を数え、最も多く結成がみられる業種は、商業・金融関係の81種、続いてサービス業の31種が株仲間として公認された¹⁵⁾。

株仲間公認政策において幕府が意図する点は何であったのだろうか。それは株仲間の調整機能によって、商業上の取引のルール化を定着させようとするものであったと考えられる。これには次のような前提条件がある。すなわち、幕府内には民間経済の下で生起する争いは、民間で解決することを旨とするという伝統があった。従って、民間の商工業者たちは争いごとを起こさないように、商取引における基準や習慣を決めておかなければならなかった。これが取引上の協定である。たしかにこれらの協定は、仲間同士では効力が認められる。とするならば、他の同業者が仲間に加わっているなら、それはまさに、同業者全体が守るべき協定となる。仲間内の協定は、さらに商品経済の成長を促す一因ともなったのである¹⁶⁾。しかしながら、18世紀後半になると商品経済の発展とともに、新しい商業秩序が必要とされるようになった。新しく株仲間の組織化がはかれるようになり、仲間内における協定も必然的に新しいものを追求するようになった。まさに田沼時代の株仲間が、商工業者の願い出によって許されているということは、商品経済の発展を背景として、江戸経済界が新しい協定を必要としていたことのあらわれであろう¹⁷⁾。

このように、株仲間の組織を政治体制が公認するとともに支持してきた点、また商人たち自身も自分達の事業環境を変化させた政治的要因を受けとめると同時に、次第に幕藩の諸制度への依存度を深めていった。社会経済的に、そして、商人たちの経営環境に変化をもたらした田沼時代の経済政策は、商人層を成長させ、同時に、閉鎖的かつ排他的性格を有する組織へと株仲間の変貌を助長させていった¹⁸⁾。

以上のような社会経済的背景を飛騨屋の経営環境として、倍安は蝦

夷地を中心にその事業を展開していったのである。

表1 三代目飛騨屋久兵衛倍安略年表

西暦	年号	年数	年齢	主たる活動
1737	元文	2	1	飛州益田郡下呂郷瀉之島村に出生。 幼名は亀之助（妻は尾張藩家臣松井外記の養女）。
1743	寛保	3	7	父倍正死去にともない、蝦夷地木材請負業及び商業を 継承。今井所左衛門後見となる。
1750	寛延	3	14	辻文右衛門の伐採した厚岸山伐採請負。
1752	宝暦	2	16	尻別山伐採。
1753	〃	3	17	石狩山伐採五カ年請負願書提出（許可）。
1754	〃	4	18	七戸領清水目山、大坪山、小坪山、角田長兵衛請負に 1400両貸付。
1758	〃	8	22	木古内山請負。
1760	〃	10	24	大畑店儀兵衛の息子嘉右衛門を支配人とする。 南部領208山全部留山となる。
1763	〃	13	27	松前藩請負切替の時、唐松の外椽松山もすべて留山と する。
1766	明和	3	30	大畑店支配人嘉右衛門店金2802両押領により罷免とな る。
1767	〃	4	31	嘉右衛門、松前藩勘定奉行湊源左衛門に贈賄し、久兵 衛の伐木業を奪わんとしたが、久兵衛は運上金を増し て請負出願し、福山城の修繕費500両を献じ、請負継 続となる。
1769	〃	6	33	松前藩の圧迫厳しくなり、飛騨屋は伐木業の廃止を決 定。藩の直営となり嘉右衛門担当したが利益あがら ず、新宮屋久右衛門に請負わす。
1773	安永	2	37	藩の財政厳しく、8183両の貸付金の返済困難。よって 2783両を藩に献納。残金5400両に対して絵柄、厚岸、 霧多布、国後の四場所の請負許可。
1774	〃	3	38	国後トウプイの乙名ツキノエ、交易船に暴行。交易不 能となる。
1775	〃	4	39	藩への貸付金2856両に対して、本年より酉年（1789・ 寛政元年）までの15年間、宗谷場所を請負う。
1778	〃	7	42	ロシア人ケレットフセ、メテリヤウコベツ霧多布場所ノ ツカマフに来る。交易不能。
1779	〃	8	43	ケレットフセ以下48人厚岸場所ツクシコイに来る。交易 不能。
1780	〃	9	44	嘉右衛門を相手に弟久次郎と連署で幕府に公訴。
1781	天明 元	元	45	幕府の裁決あり。嘉右衛門は死罪、勘定奉行湊源左衛 門は重追放、江戸留守居役尾見兵七は押込、家老蠣崎 佐土は重追放（しかし、すでに死亡）。嘉右衛門公訴 事件は落着。

1784	〃	4	48	倍安5月23日に死去。
------	---	---	----	-------------

出典：白山友正「飛騨屋武川久兵衛年表」(『函館大学論究』第1輯、1965年) p. 75～78。

表1によれば、田沼時代と呼ばれる宝暦期を含む明和から天明に至るまでの時期は、倍安が父倍正の跡を継いで、企業家としての歩みを進めた時期と重なっている。その前半部分は寛保期から明和期であり、東北・蝦夷地において、伐木業を主とした企業者活動を展開し、後半部分は田沼が側衆から側用人へ昇格した明和期から天明期に至る時代である。倍安の企業者活動に対する田沼政治の直接的影響は江戸や大坂の株仲間商人に比べたら無きに等しい。例えば、表2にあるようにロシア南下問題に端を発した田沼による蝦夷地の調査が行われたのは天明5年(1785)のことである。この時すでに倍安は死亡(天明4年)しているので、この点に関しても影響を受けたとは言えない。だが幕藩体制下における企業者活動という意味では、松前藩との関係を抜きにしては、蝦夷地における木材請負事業家飛騨屋久兵衛の経営問題を語ることはできない。例えば松前藩では、矩広治世の末期から第六代藩主邦広の治世にかけて藩政改革がなされ、特に株仲間問屋を介した沖の口支配体制が再編・整備されていった。こうした藩の財政基盤再建策は、従来のアイヌとの直接的な交易活動や砂金・鷹の収益に依存する体質から、主として場所請負人の運上金・三湊での沖の口諸役口銭、および百姓諸役などの役金へと変える条件を確立させていったといえることができる。その後の宝暦期から天明期にかけて、藩主直轄商場や山林が大手商人の請負となるや、松前藩の財政は前述のように請負人の運上金と三湊における沖の口諸役口銭、および百姓諸役に依存することになった。こうした体制の成立基盤は、商人資本への強い依存によって成り立っていることから、藩権力と商人との癒着関係が促進されていくことになった。同時に新たな問題として、藩権力と商人、あるいは商人同士、またはそれに加えてアイヌ民族との争いなどがクローズアップすることになった¹⁹⁾。

こうした経営環境の下で倍安は山請負事業を中心とした活動を推進

表2 ロシア南下年表

西暦	年号	ロシアの動向	松前藩・幕府の動向
1711	正徳元	アンツィフェーロフとコズイレフスキーによる第1回目の千島南下と探検。	
1713	正徳3	コズイレフスキーによる探検。	
1721	享保6	エヴレーイノフとルージンによる探検でかなり正確な地図を作成。	
1722	享保7	北千島の約14島が記録された地図（エヴレーイノフ作成）をペートル大帝に提出。	
1739	元文4	スパンベルグ千島列島22島を確認。さらに南下し安房・伊豆を騒がせる。	
1759	宝暦9		松前藩、ロシア人南下を初めて知るが、幕府には報告せず。
1771	明和8		ポーランド軍人、ロシアの千島侵略を幕府に警告。
1778	安永7	ロシアの商人をノツカマブ（根室）に送り交易を求める。	松前藩は国禁を理由に交易を拒否。幕府に報告せず。
1782	天明2		仙台藩医工藤兵助、ロシアの南下政策が千島にまで及んでいることを『赤蝦夷風説考』にあらわす。蝦夷地についての幕府・田沼意次への建言となる。
1785	天明5		普請役山口鉄五郎・青島俊蔵、東蝦夷地調査。佐藤玄六郎・庵原弥六、西蝦夷地調査。
1786	天明6		探検隊調査続行中、9月将軍家治死去。田沼意次失脚となり、蝦夷地調査中止。
1789	寛政元		クナシリ・メナシの乱。
1792	寛政4	アダム・ラクスマンロシア使節、根室に来航。通商を求める。	
1799	寛政11		幕府の蝦夷地直轄。

出典：高野明「北方問題」(児玉幸多編『近世史ハンドブック』近藤出版社、1972年) p. 158～159。

榎本守恵・君尹彦『北海道の歴史』山川出版社、1969年、p. 78。

榎本守恵『北海道の歴史』北海道新聞社、1981年、p. 125～132。

したが、明和6年（表1参照）、松前藩の飛騨屋に対する圧迫が激しく、ついに伐木業を取りやめることになった。飛騨屋は、伐木業を中心とした今までの経営戦略を大きく転換し、場所請負事業へと進出することになった²⁰⁾。

その間に起こったのが支配人嘉右衛門の不正問題であり、嘉右衛門の飛騨屋の事業経営に対する妨害行動であった。これらの問題は第3章で取り扱うこととし、次章では支配人の不正問題を考えるために商家にみる雇用制度について概観しておくことにする。

第2章 江戸期商家にみる奉公人制度

1. 江戸期商家の特質

(1) 新興商人の登場と商家組織

江戸時代において商業は飛躍的な発展を遂げていった。宮本又郎氏は、そうした発展の要因を六点にまとめている。

- ①畿内などの先進地域と地方領国間、城下町と農村間では、それぞれに生産力構造に大きな違いがある。例えば手工業生産物は中央から地方へと農産物は農村から都市へと流れる必要があったため。
- ②石高制や米納年貢制の実施は、年貢米の中央市場での売却、中央市場から地方への加工品の移出を必然化したため。
- ③兵農分離により家臣団が城下町に集住したため。
- ④参勤交代制が実施されることにより、各地に消費都市が出現したため。
- ⑤貨幣や度量衡を統一したため。
- ⑥交通や運送手段の発達により、更に商品流通が活発化したため。

幕藩制社会における商業の発達要因をこうしてみていくと、商品流通や貨幣経済をある程度前提とした構造的特徴を有していることがわかる²¹⁾。このような時代のながれに応じて現れてきたのが商家といわれる経営体であった。商家は江戸時代の市場経済化の進展に合わせて

登場し、各都市で生産された様々な生活必需品の需要に応じるために現れた経営体であった²²⁾。例えば、大消費都市江戸において、商品流通の担い手となった商家の経営者・新興商人たちは、それまでの江戸市政と商業とを掌握していた、金銀座商人・呉服師・糸割符商人あるいは四軒の木綿問屋のような特権商人たちと争いながら、江戸中期以降、江戸商人の主流となっていく。例えば幕府の御為替組御用を務めるまでに成長した越後屋三井は、延宝元年（1673）以来、京都・大坂・江戸に呉服店を出し、正札売りという商法をもって大成功を治めた新興商人の一人であった。また、貞享3年（1686）に成立した七十軒の木綿問屋は、伊勢・松坂出身の商人が大半を占めていた。彼らは出身地に本店を置くとともに、主人は江戸店に資金を貸し、番頭や手代にその経営をまかせていた。このように、幕藩体制下にある全国市場の形成と結びついた新興商人たちは、近江や伊勢などに本店を持ち、三都や城下町に支店を出して、出身地の特産品の仕入問屋すなわち問屋商人として、資本の蓄積を進めた者が多かった²³⁾。

(2) 商家にみる企業形態の特質

江戸時代商家の企業はどのような形態をとって経営がなされていたのであろうか。宮本又次氏の研究²⁴⁾によると、個人企業と三井・小野・島田・鴻池・住友などにみられる強い家族的結合。また同族経営の企業並びに近江八幡の西川甚五郎家、近江屋惣兵衛家にみる共同企業的色彩が強くみられる組合形態をとった企業の三つを挙げている。このような企業形態をとって近世商家としての企業者活動が、具体化されていったのである。とくに、享保期以降の商人たちは、ゴーイングコンサーンとしての事業を意識するようになった。それは、自分達の身の回りで、特権商人のなごりである淀屋辰五郎が取り潰しにであったり、享保の改革によって町人に対する規制が強化されたり、三井高房の「町人考見録」に名が挙げられている多数の倒産例など、事業環境へのマイナス効果が見え始めたことへの具体的対応として、家業の拡大より永続性にその関心が向かっていったからである²⁵⁾。

2. 商家の奉公人制度と管理

竹中靖一氏はこうした江戸期の商家経営の特質と雇用制度について次のように述べている²⁶⁾。以下、引用してみよう。商家は家業の存続・維持を旨として事業経営がなされていった。家は古くから生活の単位として考えられていたが、この時代においてはすべての社会生活は家を中心としてなされ、またいかなる職業も家業として営まれたのである。商業も同様であり、商家の家業として経営されていった。商家は先祖から子孫へ相続されていく企業体であった。したがって、相続者²⁷⁾は先祖から受け継いだ家業を維持し、発展させるとともに子孫に伝える義務を負っていた。企業体としての家は、けっして個人所有を意味しない。それはまた企業体に所属する構成員も家業が繁盛していくことにより恩恵を受けることから明らかであろう。商家はある程度順調に伸びてくると老舗となり、組織も整備される。番頭や支配人が経営の上で発言力を持つようになってくる。一般的に、当主は家業を経営する責任者で、実際の執行は番頭や手代があたった。奉公人の年季は10年が普通で、奉公にくる子供も主に近郊の農村出身者で家の貧しさが最も大きな理由ではあるが、その他にも商人の子弟が修学のため丁稚奉公を勤めることもあった。丁稚は17~18歳で手代に昇進する。手代の業務は番頭の指図によって、出納・記帳・売買・蔵方・賄い方等を担当し、役柄により店番（店で座売り）と廻り役（得意先を廻る）に分けられた。通常は丁稚10年、手代10年であり、この間に業務一般・販売・接客・仕入・金銀鑑定・商品鑑別などを教育され、かたわら人間としての修練を積むのである。子どもの時から奉公する者を子飼いと呼ぶが、中年になって雇用される、いわゆる中途採用者はこれを中年者と呼び、あまり重要な業務の担当は許されなかった。しかし精励した者については、その限りでなく、暖簾分けと主家の出入りが許された。手代を無事に勤めあげると番頭に昇進した。番頭が幾人もいる場合は首席のものが支配人となり、主人に代わり、店の営業も代行し、経営上の責任者としてその職務を全うした。番頭の中には、別宅に居住することを許される場合が多く、通い番頭として

終身勤務となり、本家に仕えた²⁸⁾。

さて、このような奉公人の管理はどのように行われたのであろうか。以下、三井・鴻池両家の雇用制度についてみていくことにする。

(1) 三井家の雇用制度²⁹⁾

三井家が奉公人の採用から退職に至るまでの慣行を制度化し始めたのは、元禄期の末頃である³⁰⁾。その職階制は複雑であるが呉服店をケースとしてみていくと、まず子ども、次が平役、連役、役頭、番頭と続き、その上に支配、通勤支配、後見、名代、勘定名代、元方掛名代、加判名代、元締、大元締と15の職制が設けられていた。子どもすなわち丁稚・小僧の雇用に関して、京都店では次のように行われた。京都及びその周辺15里以内の出身者の採用を禁じた。その理由は、所属の社会集団より切り離し、店の規範のもとで育成するという目的のためである。江戸では京都及びその周辺3里以内の出身者を雇用した。また昇進はどのように進められていったのであろうか。享保期中頃までは年功序列制で昇進させていた。しかし末頃になると組頭までは従来どおり年功序列で昇進させ、それ以上の役職については業績主義を導入して転換をはかった。業績主義導入の理由は、店の規模拡大や雇用人数の増大にともなって、閉鎖的な身分制を改めざるを得ない必然性が生じたためであった。しかし、これが経営の活性化につながったことは注目すべきである。しかしながら、番頭から昇進して通勤支配以上となることはまれで、5%強であった。例えば、元禄9年(1696)から享保15年(1730)までの三井京都本店(呉服店)雇用の子ども239人についてみると、在勤中の死亡者28人、病气退職者19人、依願退職者7人、使用者側の都合により「暇」となったのは77人、円満退職30人、通勤支配役以上に昇進した者は13人でここまでの合計は174人、残りの65人の勤続状態は不明である³¹⁾。また平役以上まで勤め、円満退職した者に対しては、大元方越後屋の屋号と暖簾印が与えられた³²⁾。

次に酒造業からその事業を開始し、資本蓄積をはかり、やがては両替商・大名貸へと商家の頂点を登りつめていった鴻池の雇用制度はど

のように現実的な制度として形成されていったのであろうか。

(2) 鴻池家の雇用制度³³⁾

三井家の場合と同じように奉公人を中心にみていくことにする。鴻池家においては丁稚雇入れの年齢は、13歳であった。その後、手代となって20年を経て支配人見習いとなり、さらに2～3年後に支配人に昇進する。またその後、2～3年を経て別家を許され、別宅支配人となる。こうした支配人の中でまだ別宅を許されていない者は部屋住みと呼ばれていた。丁稚時代は、手当ではなく無給であった。通勤の別家を除いて、全員住み込みであったので、食・住は店より保証され、衣については「御仕着せ」で最低の生活は保証された。手代になると手当が与えられ、少なくとも一節季（2ヶ月間）に銀50～60目前後が支給された。支配人見習以上に昇進すると年間300～400目支給された。

鴻池家では催合銀・名付金という一種の社内預金制度があり、給銀の他に与えられて独立営業の際の基金として蓄積されていた。独立営業も資金の面から本家によって制約を受け、本家の庇護によってはじめて独立が可能となるような体制をとっていたのである。鴻池家では、享保期になると本家中心の守りの体制が固められ、奉公人の管理体制も強化されていった。こうしたことは解雇者の増加を招き、その結果、別家に取り立てられる者は雇用者の10%を越えない状態となった。解雇者に関して、作道洋太郎氏は安岡重明氏の事例報告を引用されながら、次のような数字を挙げている。享保4年（1719）から寛保元年（1741）までの退職者は51人に達した。内訳は死亡8人、養子3人、「暇願」8人、「暇出」32人であった。「暇出」がもっとも人数が多かった。さらに、内訳をみるとその大部分は「勝手合申不」「不用」「不埒」「老齡」などの理由で27人を数え、残りの5人は「病身」が2人で「引込銀」（引負銀）「米商損銀」「盗み」各1人となっており、時代の変遷とともに奉公人に対する管理体制が強くなっていったことが伺える。

以上、三井家・鴻池家をケースに取り上げ、商家経営の特質につい

て奉公人を中心に考察したが、三井家の同族経営にみられる奉公人の状況を通じて、年功序列制の慣行や子飼制度の問題、雇用期間の実情、暖簾分け等を知ることができた。また、鴻池家の奉公人の管理が享保以降に強化されたことにより、経営の保守化への傾向が明確となって、本家中心主義の体制へとさらに進んでいったことが伺える³⁴⁾。いずれにしても江戸時代の商家経営における奉公人、特に番頭に家業の責任を委任する慣行が生まれてきたことは、まさに家業の利益に合致したことであり、番頭の専門的経営能力を十分に発揮させようとする意識が管理体制の中に見受けられるのである。

さてここで、商家の帳簿について若干触れておく。出店に派遣される者が同族であろうと子飼の手代であろうと、その監督の手段として帳簿を検分するより他に方法はなかった。各出店は決められた方式によって帳簿を整理し、毎月報告させ、本店において総合決算する仕組みとなっていた。帳簿記入の事務は「帳合」と称され、担当者は「帳合方」と呼ばれ、帳場での主たる業務は、算盤による計算、大福帳への記帳であった。帳簿の種類も多く、売帳、買帳、金銭記入帳、貸借勘定帳、荷物渡帳等があげられる³⁵⁾。

三井家の帳合法についてみると、事業本部にあたる大元方が創設された宝永7年(1710)から帳合法が始められた。鴻池家より40年遅れていたことになる。大本方における決算簿「大本方勘定目録」の大本開元目録には、二段階の計算によって成果を取る方法が取られている。すなわち第一段の計算では、期首正味財産が算出され、第二段の計算において損益計算がなされる。前者は資本計算的成果計算であり、後者は損益計算的成果計算となっている³⁶⁾。

鴻池の帳合法は寛文10年(1670)に十人両替に登用されたときから、鴻池帳合の中核である算用帳の記載が開始された。決算は複式であった。しかし、その帳合法において、期末正味財産の二重計算は実施されたが収益と費用との対応計算はなされなかった。従って、三井家の計算のように当期損益は算出されていなかったことになる³⁷⁾。

続いて、飛騨屋の経営組織について若干触れておくことにする。

3. 飛騨屋の経営組織

飛騨屋の場合も他の商人と同じような経営組織化を図っていたようである。本店は下呂郷湯之島村に置き、その他、江戸店・大坂店・京都店と三都に支店を持ち、大畑・秋田・松前・宗谷各地に支店を設立した。実際上の経営管理の統括は大畑店が行った。従って、飛騨屋の経営組織上における大畑店の役割は重要であると思われる。財務面の特徴をみると、それぞれの店ごとに独立採算制をとっていた³⁸⁾。

飛騨屋歴代の主人たちの経営スタイルはおそらく、他の江戸期商人と同じように自分の出身地、すなわち下呂に本店を置いて、そこに居住し、遠隔地にある大畑や松前には、年に一度、あるいは二度の訪問しかできない状態ではなかろうか。そうなると、事業経営、特に財務問題など重要な経営管理を、すべて現地支店の支配人にまかせて、各店を運営していかなければならなかった。交通網や通信網も未発達な近世期であっただけに、経営上の苦勞は、大変であったにちがいない³⁹⁾。

飛騨屋が事業を拡大する方向で、企業者活動の中心を蝦夷地において展開していたことは、東北・蝦夷地に支店を設置していたことから伺い知ることができる。例えば、大畑店の支配の下に松前店と秋田店があり、大畑店が飛騨屋の事業展開の中核である蝦夷地と本州とを結ぶ要衝として、位置付けられていたと理解することができよう⁴⁰⁾。

飛騨屋の東北・蝦夷地における事業経営にとって、重要な役割を担っていた大畑店の責任者は、山本理助と石神伝次郎であった。二人の名前が史料に残されており、史料の内容は「丑・寅兩年の石狩山、木古内山、石狩夏商場等の営業経費及び松前藩士等への貸金を含む寅年9月16日までの金銀銭収支決算報告書ならびに材木在高報告書」⁴¹⁾ということから、財務面の責任を両人が負う立場にあったことがわかる。しかし、宝暦10年には嘉右衛門が大畑店の支配人となり（表1参照）、宝暦12年からは理助に代わって、嘉右衛門がその責任者となった。大畑店で不正問題を引き起こした本人でもある⁴²⁾。

飛騨屋の経営組織に関して、今後の研究のためにいくつか整理して

おく。先ずは資本問題である。営業用資本の収集方法については、武川家の一族近親や僧侶等から集め、営業年度ごとに利息だけを返済する方法を採用している。こうした他人資本の出資者・金主としては、江戸の栖原屋角兵衛が筆頭であり、他に大坂商人からも出資を仰いでいる。店の組織については、前述のとおり、独立採算制を採用している。帳簿組織に関しては、現在の試算表にあたる「総元立差引目録帳」と仕訳帳にあたる「諸勘定目録帳」の二本建てとしている。また労務管理は、杣夫等の山林技術者に関して、飛騨屋創業時には当然飛州から大畑へ送り込んでいたが、事業が推進されるにつれて、地元の者を杣頭や杣夫として採用し、手代や支配人も大畑出身の儀兵衛やその子嘉右衛門などを採用し、地元の労働力を活用している⁴³⁾。

第3章 支配人嘉右衛門の解雇と幕府への公訴

1. 大畑店支配人嘉右衛門の生い立ち

嘉右衛門の人となりに関する史料として、安永9年(1780)6月に久兵衛とその弟久次郎が訴訟人となって代官所の大原彦四郎あてに提出した訴状をあげることができる⁴⁴⁾。

その他の史料を通して嘉右衛門の生い立ちを知ることは難しい。以下、この史料によって彼の生い立ち、ならびに彼の起こした不正問題から、解雇された事情を見ていくことにする。

初代の飛騨屋久兵衛が木材商として大畑に店を出したのは元禄13年(1700)のことであった。初代久兵衛は土地の事情に通じていないこともあって、大畑出身の儀兵衛を手代として雇用することとなった。その後、儀兵衛が病死したためその遺族を扶養し、息子嘉右衛門が成長したので飛騨屋の手代として取り立て、屋敷・別宅等を与え、当時の奉公人制度からみれば破格の扱いをした。さらに、三代目倍安の企業家としての活動期である宝暦10年(1760)には大畑店の支配人に昇格させ、経営を嘉右衛門にまかせることになった。飛騨屋主人の信任厚く、支配人として経営をまかされた嘉右衛門であったが、6年目す

なわち明和3年(1766)の勘定改めの際に、店の金を押領した事実が発覚し、倍安は大畑店の支配人嘉右衛門を解任することにした。また、1年前の明和2年には退職を申し出たために、給金などの精算を行ったところ、給金貸しならびに預け金、およそ190両が未返済のままであることが判明した。店の押領金3089両をこれに付け加えると3279両余の金を嘉右衛門は着服していたことになる。飛騨屋側は、全額返済を嘉右衛門に要求。しかし、477両余りの返済を受けたのみで、残額は未済にて退職することになった(表3参照)。

表3 大畑店支配人嘉右衛門の事歴

西暦	年号	年数	主たる記事
1760	宝暦	10	大畑店儀兵衛の息子嘉右衛門支配人に任免される。
1766	明和	3	嘉右衛門店金2802両を押領したことにより罷免となる。
1767	〃	4	嘉右衛門は久兵衛の伐木業を奪う目的のため松前藩士を誘う。この計画は失敗に終わる。
1770	〃	7	南部屋嘉右衛門、石狩山の杣入を藩に具申。
1772	安永	元	南部屋嘉右衛門、蝦夷地サル山の赤松伐出を請負う。
1773	〃	2	南部屋嘉右衛門、夷地法度に背き入牢。
1774	〃	3	南部屋嘉右衛門、大畑において松前藩より南部藩に引き渡される。
1779	〃	8	湊源左衛門、盛岡の獄中にあった南部屋嘉右衛門を南部藩よりもらい受け、妻子共に松前へ連れ帰る。嘉右衛門はその後、徒士格勘定下役に任じられ、浅間嘉右衛門と名乗る。嘉右衛門再び久兵衛の請負場所を奪うため、宗谷の産物を積んだ伊勢丸に対して、帆待荷物を没収。船頭鈴木仁惣治を自殺に追い込む。
1780	〃	9	飛騨屋久兵衛は上記一件について嘉右衛門を幕府に公訴。
1781	天明	元	飛騨屋公訴事件の判決。嘉右衛門死罪の判決となる。

出典：白山友正「飛騨屋武川久兵衛年表」(『函館大学論究』第1輯、1965年) p.75~78参照。
 ならびに北海道編『新北海道史年表』(北海道出版企画センター、1989年) p.65~77参照。

ところで、本史料には嘉右衛門の年齢は記録されていないが、他の「飛騨屋文書」⁴⁵⁾によると嘉右衛門が「22歳の時より大畑店の下代役として支配権を任せられる」とあり、若くして支配人に取り立てられたと考えるなら、確かに店側の嘉右衛門に対する信頼は大きかったと

思われる。また、権右衛門と名乗る甥がいて、嘉右衛門のため押領金の返済願を奉行所に提出したとの記録もある。『新北海道史年表』の安永8年の項を見ると、同年2月18日に「湊源左衛門が盛岡の獄中にあった南部屋嘉右衛門を南部藩より貰請け、妻子共に松前へ連れ帰る」と述べられており、この時にはすでに妻、子（茂八）がいたようである。更に、大畑在の姉も弟もいたようである⁴⁶⁾。しかし、これら以外には、嘉右衛門の生い立ちを知る史料は今の段階では見当たらない。問題は、父親儀兵衛が飛騨屋の手代に雇われ、父が病死した後も、母も嘉右衛門をはじめとする姉や弟もともに、飛騨屋の世話を受け、嘉右衛門が成長すると手代、更に、支配人にまで昇格させてくれた恩義ある飛騨屋武川家に対して、なぜ不正をはたらいたのかということである。江戸時代において、およそ3300両余の大金は、店勤務の手代・支配人が一生働いても貯蓄できる金ではない。そうした店金を押領するという事は、なんらかの理由があるはずであるし⁴⁷⁾、飛騨屋側も、480両近い金の返済は受けたが、残り2800両余の返済は受けずに嘉右衛門を罷免している。残額の返済方法や、業務上押領の罪に対する飛騨屋側の具体的処置については、罷免した当時、大畑店支配人の役儀を解職させ隠居させていたとの記録にとどまり、それ以上の説明はない⁴⁸⁾。むしろ、15年後の安永9年（1780）の嘉右衛門を幕府に公訴する際の理由のひとつとして、引負金2802両の返済が要求されているだけである。従って、罷免後の飛騨屋に対する嘉右衛門の営業妨害が幕府公訴にふみきる直接的原因となっているということは、公訴に対する幕府の判決理由の中に、嘉右衛門に対しての罪状のひとつとして、店金に関する資金押領の罪によると記録されていることから理解することはできる。しかし、飛騨屋在職中の不正問題に関する飛騨屋側の嘉右衛門への対処の仕方は理解できない⁴⁹⁾。

いずれにしても、飛騨屋の支配人を罷免された後も、嘉右衛門は執拗なまでに飛騨屋への営業妨害を繰り返す。次の節では、飛騨屋が幕府奉行所に嘉右衛門を公訴するに至るまでの事情を、明和4年（1767）から安永9年（1780）までの嘉右衛門の行動を中心に見てい

くことにする（表3参照）。

2. 元雇い人嘉右衛門による営業妨害

(1) 伐木業を中心に

飛騨屋大畑店支配人を誅首された嘉右衛門は、世を偲び、飛騨屋から身を隠すかのように暮らしたのであれば、公訴問題も具体化せずに終わったのかもしれない。しかし、嘉右衛門はますます飛騨屋に反旗をひるがえす。明和4年から安永9年までの嘉右衛門に関する項目を『新北海道史年表』ならびに白山友正『飛騨屋武川久兵衛年表』⁵⁰⁾から選び、どのように飛騨屋に対して営業妨害を行ったか、また飛騨屋が公訴に至るまでの経過も合わせて述べていくことにする。

明和3年（1766）に、店金およそ3000両を押領したことにより解雇された元支配人嘉右衛門は、明和4年には、松前藩の勘定奉行湊源左衛門に贈賄し、飛騨屋の伐木請負業を奪うため、運上金のほか、年々米1万俵の上納を条件として、飛騨屋請負中の蝦夷檜山請負を松前藩に出願した。営業妨害は、このように具体的な形で始められたが飛騨屋はこれに対抗して、同年8月20日に福山城内の普請・修築費として500両を献じるとともに、一ヵ年600両であった運上金を1000両に増額することを条件として、蝦夷檜葉・檜山惣山請負を出願し、8月24日には松前藩より許可を得、営業継続となった。ところが、2年後の明和6年（1769）になると、松前藩は飛騨屋への圧迫を強め、蝦夷檜山を藩に返納させたのである。この結果、飛騨屋はついに三代続いた蝦夷地における伐木請負事業を廃業することになった。その後、藩は伐採を直営として南部屋嘉右衛門（元飛騨屋支配人）に担当させた。飛騨屋への松前藩の圧迫の背後に嘉右衛門がいることは、ここでも明らかとなる。しかし、嘉右衛門の伐木経営では利益があがらず、失敗に終わった。そこで明和7年（1770）に、湊源左衛門が江戸に上って、新宮屋久右衛門より資金を借用。更に、久右衛門を蝦夷檜山の江戸売捌問屋としたが収益を出すことができずに、藩直営の名目で、明和8年（1771）より十ヵ年間、運上金12500両と幕府の払下米代243両の上

納を条件として、久右衛門に蝦夷檜山を請負させた⁵¹⁾。

安永2年(1773)になると、飛騨屋の松前藩への貸付が8183両となったが、藩は返済ができなかった。「飛騨屋文書」⁵²⁾によると、その内容は次のように記録されている。江戸屋敷月割上納金並びに年賦金の返済額に対し、苫前場所を年200両あてにて請負わせることによって、相殺したいと氏家新兵衛・鈴木藤左衛門(松前藩側)は回答するが、飛騨屋側は苫前場所を拒否し、代わりに、総額8183両の貸付金のうち2783両は冥加金として指し上げ、残金5400両の指引相殺分として、絵鞆・厚岸・霧多布・国後の4場所を年270両、二十ヵ年で請負わせて欲しいと松前藩に依頼している。また、藩に貸金があり、元利合計すると2856両残っているので、その引当として藩より、宗谷場所を運上金年額190両あて(無利息)の計算で、末年(安永4年)より酉年(寛政元年)までの15年間許可する、との回答を得た。ただし、請負年数内に場所引上げの場合は、午年8月よりの利息を加え、元利とも返済すること、また請負年数中に、夏船が着いたなら、鮫油100樽ずつ上納することが付帯条件であった⁵³⁾。

明和6年(1769)に、三代倍安まで続いた伐木業を廃業した飛騨屋は、安永2年(1773)から、場所請負人としてその事業を山から海へと転換させた。それは、松前藩の財政的窮乏を直接の原因として、藩は飛騨屋に対する返済金の代わりとして4場所請負を許可することになったからである⁵⁴⁾。嘉右衛門は、再び飛騨屋の新事業に対して営業妨害を行使する(表1参照)。

(2) 場所請負業を中心に

飛騨屋の新規事業である場所請負業に対する嘉右衛門の営業妨害についての論述を始める前段として、嘉右衛門の行動をもう少し追いかけてみよう(表3参照)。

安永2年(1773)9月に入って、南部屋嘉右衛門は「無判船夷地直舟・夷地サル山直杣入、夷地無断越年」などの蝦夷地法度に背いた罪によって入牢となった。

この事件は嘉右衛門ただひとりではなく、松前の保証人でもある宿

市右衛門は戸締となり、親類も町内預を申し渡された⁵⁵⁾。このように嘉右衛門はその関係筋にまで、多大な迷惑をかけたのだが、安永8年(1779)2月18日には、前述のように湊源左衛門が盛岡の獄中にあった嘉右衛門を南部藩より貰い請け、妻子も一緒に連れ帰ったのである⁵⁶⁾。そればかりでなく、嘉右衛門は徒士格勘定下役の任命を受け、浅間嘉右衛門と名乗るようになった。この間の事情を飛騨屋は次のように語っている。「嘉右衛門へのこうした松前藩の取り立ては、京都で医師をしていた嘉右衛門の甥が公卿西洞院家に取り入り、同家の幹旋により幕府見聞方が松前藩に働きかけた結果である。」と⁵⁷⁾。

血縁の甥の嘉右衛門への働きかけは、当然のことと理解できるが、なぜこれほどまでに松前藩土源左衛門は、嘉右衛門を援助するのだろうか。なんらかの理由、ないしは目的があって嘉右衛門を出牢させ、家来にし、名を与えたのであろうか。

幕藩制社会にあっては、簡単に商人が武士になることはできない。その上、嘉右衛門を藩士として召抱えたのであるから、これは単なる手助け、援助の域を越えた他の理由を考えざるを得ない。しかし、残された史料では、実証することは困難である。同8年5月20日には、浅間嘉右衛門は船手方改兼帯を命じられた⁵⁸⁾。

3. 嘉右衛門を公訴に及んだ直接的理由

飛騨屋の場所請負事業に対する嘉右衛門側の妨害は、松前藩に召抱えられるや、藩権力を背景とした営業妨害にまでエスカレートした。そこで本節では、先ず飛騨屋が公訴に及ぶ「伊勢丸事件」の概要を述べていく。次にこの「事件」への飛騨屋の具体的な対応姿勢を追ってみる。更に、「公訴」の内容とその結果を検討していくことにする⁵⁹⁾。

(1) 伊勢丸事件前後の事情 (表1参照)

飛騨屋が山請負事業から場所請負事業へと転換した後も、嘉右衛門による営業妨害は続いた。飛騨屋は安永2年(1773)に絵鞆・厚岸・霧多布・国後の4場所を請負い、更に安永4年(1775)から15年間、宗谷場所の請負人となった。また絵鞆場所は、箱館村の多兵衛に下請

させ、久寿利場所と白糠場所の請負が許可された。従って、飛騨屋は6場所を請負うこととなった。しかるに、安永3年と4年と連続して国後場所では、アイヌの妨害を受け、安永5年(1776)から天明元年(1781)まで、その事業を停止することとなった。更にこの年、ロシア人たちが霧多布場所のノッカマフに渡来するなど、場所経営が予想もしなかった妨害者によって遅退することとなった。当然こうしたことによる被害やその損失は大きく、飛騨屋の経営を圧迫した。そこに、追い打ちをかけるかのように、宗谷場所の積荷を、松前沖ノ口番所で検閲した際に、帆待荷物を過荷物として没収される事件が起こったのである。その責任をとって船頭が自殺をはかった⁶⁰⁾。この事件の背後関係を飛騨屋側は次のように指摘している。浅間嘉右衛門が松前家老蠣崎佐土、勘定奉行湊源左衛門と共謀し、飛騨屋の支配下にある商売場所(宗谷場所)ののっとり企てた。なぜなら、嘉右衛門が飛騨屋の場所請負の取替方を申請したが却下されたからである。そこで飛騨屋が自発的に場所を返上せざるを得ないように画策したのである。その手段として、宗谷場所廻船に荷物改役人(上乘目附)の他に、嘉右衛門の手代宇兵衛なる人物を乗船させ、上乘目附同様の資格と称して9月13日松前表に着船するや、水手等の帆待荷物を過荷物と称して没収した。この結果、過荷物違反のため、松前店は2週間(10月6日~20日)の営業停止となった。そればかりではなく、廻船船頭の仁惣治が過荷物違反の責任を痛感し、安永8年(1779)10月6日に自殺したのである⁶¹⁾。

以上が伊勢丸事件の概略と背景である。この事件が直接のきっかけとなって、飛騨屋は、嘉右衛門に対する具体的・法的措置をとることになる。

(2) 事件後の公訴に至るまでの経緯

事件発生後、ただちに栖原支配人三郎兵衛・武兵衛と相談し、幕府に「浅間嘉右衛門不法に関する一件」を公訴することを飛騨屋側は決定した。安永8年(1779)12月のことであった。12月4日、訴訟は久兵衛倍安・久次郎の両名にて行うこととした。合わせて、栖原家の両

支配人へも後援を依頼。代官大原家屋敷を訪問し、公訴する件の了解を乞うた。代官大原彦四郎は、松前家に嘉右衛門の足止めを申し入れた。嘉右衛門は久兵衛に公訴の示談を申し入れたが、飛騨屋側としてはここに至って示談の意思はなく、安永9年（1780）6月9日、幕府勘定奉行山村信濃守役所へ訴状を提出した⁶²⁾。

以下、公訴状から引用することにしよう⁶³⁾。

「乍恐以書付奉願上候

大原彦四郎御代官所

飛州益田郡湯之島村

訴訟人 久兵衛

同 同人弟 久次郎

引負仕候金子不相返

真上渡世に差障り候出入

松前志摩守様御領分

松前御城下

相手 嘉右衛門

右訴訟人久兵衛久次郎奉申上候私共祖父代より伐木山商売仕八十年以前祖父久兵衛奥州南部江罷越同国田名部大畑村と申所江出店仕手代共差遣材木切出江戸廻し仕候処、其節松前志摩守様御領分蝦夷地唐松山見立御領主江相願請負仕為御運上年々金六百兩宛差上数年商売渡世仕候。手代共義本国より召連候者共ニ而土地不案内ニ付六十年以前相手嘉右衛門親大畑村出生之儀兵衛と申者召抱候処其後病死仕候ニ付同人妻並幼年之子供有之儀ニ付家内引請養育致遣候処嘉右衛門成長仕候ニ付手代役申付夫より店支配為致諸向相任尤土地出生之者ニ御座候ニ付、居屋敷調遣別宅普譜等致遣致仕候処、賄方不採有之十五ヶ年以前戌年勘定相改候処元金三千八拾九兩余不足仕候ニ付其段相尋候処脇方へ貸置候由申聞候得共実ハ貸遣金子に候ハハ私江申聞承知仕候上何れにも可仕所其儀無御座取計難心得ニ付勘定吟味之上不足金之儀相尋候処其節ニ至取持と申候。尤帖面之義茂同人に相任置候儀ニ付色々申紛候得共右之通金子不足相立金以引負仕候に相違無御座不埒至極之致方ニ付其段申聞店支配取上候処真後も段々我儘仕主人に対し不埒之義有之候得共親代より召仕幼年より見立遣候者故不便ニ存用捨致置候処十四ヶ年以前暇相願候間右之通不所存者ニ付其節勘定仕候処給金貸並嘉右衛門引請置候金子百九拾兩余有之候尤同人貯置候金子有之候趣粗承罷在候に付右引負金都合三千貳百七拾兩余早々致調達可相返旨申聞暇差遣候。後四百七拾七兩余相済而貳千八百貳兩余一向返金不仕私方相偽引負持置候金子を以直ニ松前表え罷越私数年請負渡世仕候唐松山運上金之外年々米老万俵宛御用立可申聞唐松一手ニ請負被仰付度之旨セリ取願出候ニ付右御役人中より私江被仰聞候。尤今般嘉右衛門願出候ハ右之通運上相増引請可仕哉。左候ハ、私請負年数之内ニ而茂此度嘉右衛門江可被仰付旨被仰聞候ニ付嘉右

衛門申上候通差出候而ハ商売引合不仕候間是迄の運上金六百兩江四百兩宛相増壹ケ年千兩宛差上可申間御領内唐桧並類木共私江被仰付候様奉願候処御聞濟有之、其節御運上為先納金貳千兩差出年々上納金之内を以差引可仕御儀定ニ而請負仕候。然所又々嘉右衛門儀請負山之類木伐出相願候間同人江可被仰付旨右御役人中被仰聞候に付右ハ御運上相増一円ニ私請負仕候処無謂被召上此度嘉右衛門江被仰付候而ハ私渡世ニ相離難儀之旨申上候御承引無之、右山相返可申旨連而被仰聞ニ付左候ハ、私先納仕候二千兩並御用立金貳千七百九拾五兩合金四千七百九拾五兩御返金被下候ハ、返山可仕旨申上候処、此趣御承知有之由ニ而右請負御証文返上可仕旨被仰聞候ニ付無拋右御証文ハ御当地金主方へ差入置候間出府仕請取候而志摩守様御当地御屋舗江返上仕候。右山一円を嘉右衛門引請ニ罷成其上私請負中伐出置候材木之内同人江御渡被成候ニ付私差上候先、納金並材木代金貳千三百兩外ニ御当地志摩守様御屋舗月割上納金千八拾八兩三口合金八千八百八拾三兩御返金相願候所御調達無之壹ケ年五百兩宛年賦御返濟可被成旨達而御願ニ付其通儀定仕候所相濟不申無是非右金之内貳千七百八拾三兩是迄渡世仕候為冥加私方ニ而不足仕残金五千四百兩之為引当下蝦夷地四ヶ所之運上場所壹ケ年上納金貳百七拾兩宛之積を以御渡被成ニ付右之通御証文請取商売仕罷在候

一嘉右衛門如何義候哉右山自分商売にも不仕御当地四日市久右衛門と申者へ相讓候ニ付同人請負仕居候処七ヶ年以前御運上不相納候ニ付御取上ニ相成御領主御手山ニ相成候処山方伐出金千四百兩並御公儀様へ石代御上納金千四百五拾六兩御入用之御差連而御願ニ付右之金子御用立申候依之巳年材木伐出方支配共私江御願ニ付相勤候処久右門右御役人中相手取及出入内濟之上猶又久右衛門請負ニ罷成、私支配仕伐出材木共不殘同人江相渡候ニ付右御用立金貳千八百五拾六兩御返濟可被成所御調達無之右引当御領分西蝦夷地宗谷と申所御運上ニ而壹ケ年金百九拾兩宛十五ヶ年季之積御渡可被成旨達而御願ニ付右之通引請商売仕罷在候。嘉吉衛門儀右山久右衛門へ相讓其後^{サレ}申山と申所請負罷在候処不埒有之御取上ニ相成其後入牢御咎等被仰付候由及承候所何様取拵候哉當時ハ御領主様より御取立被成格別御手当等被下遺候由ニ御座候

一右蝦夷地場所荷物積廻之儀先々より御役人中御兩人宛御乗添被成場所荷物御改之上船積仕松前表着船之節ハ御役人中立会御改有之候尤中荷物之外船水主共帆待荷物と申面々少宛之品積込申候此儀ハ船水主共少々之給金ニ而遠路渡海之難儀仕候儀ニ付右帆待荷物積込助情仕候依之御役人中御役被成前により積入来松前表着船御改之節ハ帆待荷物ハ別段ニ御口銭等差出来右之通御座候処亥七月私請負場所荷物為積廻手船差遣候ニ付御定之通御役人中御乗添被成候処如何之訳合ニ候哉嘉右衛門手代宇兵衛と申者乗込場所荷物積廻松前表江着船之節御役人中御立合御改相濟候処、猶又、嘉右衛門私船江乗再改仕水主之者共帆待荷物可奪取旨申之候ニ付船頭仁惣治申聞候ハ右帆待荷物ハ先々より積入来候儀勿論今般御役も相濟候間難相成旨及挨拶候処嘉右衛門儀一向取敢不申理不尽ニ奪取候ニ付左候而ハ水主共遠路渡海之難儀無詮親妻子養育も仕兼候ニ付途方ニ暮罷在右嘉右衛門無法之取計を以前々相立候儀迄取掠候段心外ニ存候振舞候仁惣治儀十月七日於松前表自殺仕相果、同人妻子共相歎特ニ貧窮之ものニ而及渴命候仕合ニ御座候間私より見継遣置候

右之通候上ハ此後蝦夷場所荷物積廻難相成右御請負場所有之候得共無致方返上仕外無御座候へ共私渡世ニ相離難儀仕候

既に嘉右衛門儀右私請負罷有候蝦夷場所引請致旨先達而願出候処私請負年数之内ニ御座候間難被仰付旨被仰渡候由然上ハ右之通理不尽ニ私渡世ニ相障り積廻等為差支無致

方右場所返上為仕候而私商売奪取巧と奉存候

前者之通嘉右衛門儀親代より召仕殊ニ幼年より格別致世話見立候而店支配為致候処多分金子引負仕不相返自分商売之元手ニ貯置私方暇相願候後直ニ私渡世仕候商売先キ奪取重々不埒ニ奉存候 其節御願可奉申上候得共御訴奉申上候儀恐多奉存差控罷在候処弥相募今般右之通理不尽仕候ニ付私商売必至と不相成様ニ仕猶又奪取可申相巧候ニ付不得止事御願奉申上候 何卒以御慈悲嘉右衛門被召出親代より召仕格別世話致遣候儀忘却仕品々相巧私渡世ニ差障候段御吟味成下私方相勤候内之引負金並給金貸共貳千八百貳兩余不殘相返向後右体相巧渡世を差障不申候様被為仰付被下置候様奉願上候 以上

大原彦四郎御代官所

飛州益田郡湯之島村

訴訟人 久兵衛 ㊦

同 同人弟 久次郎 ㊦

安永九子年六月

御奉行所様」

上記に示した公訴状によると、幕府への公訴理由は、飛騨屋に対しての引負金（業務上の押領金）が返済されていない。その金で飛騨屋の伐木業を妨害。更に、請負場所をも横領せんと企てている。従って、嘉右衛門を召喚し、十分に吟味の上、押領金ほか2802両の即時全額返金するよう命じていただきたい。以後、飛騨屋の事業経営に対する妨害をしないよう裁判していただきたい、ということであった⁶⁴⁾。

(3) 判決

裁判の判決に関しては、飛騨屋側の史料「差上申一札之事」(天明元丑年10月11日)によって述べていくことにする⁶⁵⁾。

この史料は「嘉右衛門業務上押領並営業妨害事件判決受領証文」である。史料にみる判決内容は、嘉右衛門、湊源左衛門、蠣崎佐土、尾見平七ら松前藩関係者に対する幕府の非常に厳しい判決となった。以下それぞれの罪状と刑罰をみていくことにしよう。

①嘉右衛門

罪状は久兵衛の店の資金を押領したこと。他人の営業権ののっとり。久兵衛の船積荷物の詐取ならびに身分詐取などが挙げられ、刑罰はもっとも重い「死刑」であった。

②湊源左衛門

嘉右衛門の身分について偽りの証言をしたという罪状により重追放となった。

③蠣崎佐土

源左衛門と同様に嘉右衛門の身分について偽証。よって、重追放となるのだが、この時すでに病死。よって、刑罰を免除。

④尾見平七

湊源左衛門の偽証を黙認。その上、奉行所へは偽りの証書を提出した罪状で役職解任の上、禁固（押込）刑となる。

訴人である久兵衛、久次郎に対してはおかまいなしとの判決が下された。ただし、嘉右衛門が飛騨屋側にもたらした損金はずいに戻らなかった。

むすびにかえて

飛騨屋久兵衛は江戸期の幕藩体制下において、1700年代のはじめから1800年代の初期頃まで、四代にわたって企業活動を厳しく制限された経営環境において、産業資本家として蝦夷地の開拓を進めていった事業家である。飛騨屋の事業活動の前半は、山を中心とした松前藩の木材の請負事業であった。しかし、松前藩の財政難の問題から、松前藩に対しての貸付金代納分として、木材の請負事業から場所請負事業へと転換せざるを得ない状況となった。三代目飛騨屋久兵衛倍安の時代が、まさにそれであった。

倍安は飛騨屋をとりまく経営環境としての、このような松前藩の外圧と戦う一方、飛騨屋の事業体内部、つまり組織内部から派生した、支配人による損金発生問題に端を発した元雇い人、嘉右衛門の旧主飛騨屋に対する執拗なまでの営業妨害という内圧とも戦うことになった。嘉右衛門は、この営業妨害問題に松前藩士を巻き込み、飛騨屋側から自殺者を出すに至る大きな問題となった。こうして、支配人による不正・営業妨害問題は、飛騨屋側が幕府公訴へ踏み切る事態にまで

発展していったのである⁶⁶⁾。

飛騨屋の元雇い人嘉右衛門と飛騨屋との争いは、明和3年(1766)、嘉右衛門を店金2802両の押領によって罷免した時から、天明元年(1781)、嘉右衛門死罪、飛騨屋には一切のお咎めなしという判決によって、飛騨屋側の実質的な勝訴として終止符が打たれた。15年余、長期に渡る飛騨屋の事業経営に対する営業妨害との戦いは、飛騨屋の企業者活動を、直接的に衰退せしめるものではなかったにせよ、事業家倍安の精神生活に苦痛をもたらしたのではないだろうか。その証拠に公訴後、幕府の呼び出しにも応ぜられないほどの体力の消耗(病氣)を史料は隠さずに示している。そして、結審の3年後、48歳で倍安は病死した⁶⁷⁾。

飛騨屋に限らず、近世社会という枠組みの中で、企業者活動を進めていった事業家(商人)たちは、幕藩領主権力の強大さ故に、安定した資本蓄積を常にのぞむことはできなかった。事業への圧迫、自然災害、恐慌等により、いつその事業が没落するかわからない経営環境であったからである。従って、創業者であろうと、あるいは先祖から家産を引き継いだ者であっても、その財産と事業を守るための努力を惜しまず、それらを子孫に相続させ、事業を永続させていくことは、当時の事業家の義務であった⁶⁸⁾。それ故、家業を長く維持発展させた事業家は、並々ならぬ努力と商才を要求されるとともに、経営の内部機構に、それだけの体制が整備されていたと考えられる⁶⁹⁾。とはいえ、整備された内部機構、事業組織を有する飛騨屋であっても、支配人による不正は起きてしまった。問題発生の根は深いところにあると思われるが、それを掘り下げるための史料の制約もあって、経営史による研究の範疇を超えると思われる。むしろ、問題として表面化してきたのは、嘉右衛門が飛騨屋に罷免された後、松前藩士と結託して営業妨害に走ったという点である。藩士は、藩の看板を背負う者である。嘉右衛門が自分の味方に引き込もうとしたのは、松前藩士である。藩士の背後に存在する藩権力を、嘉右衛門は、飛騨屋に対抗する力として、必要としたのかもしれない。本文で述べてきたように、飛騨屋の

事業経営の特色は、松前藩からの請負事業である。従って、藩との関係を良好に保ち続けることは、飛騨屋にとっては重要な事業要件であった。嘉右衛門が飛騨屋の事業を奪い、飛騨屋に取って代わるためには、どうしても松前藩の権力が、自分の力の背景として必要であった。そのために、藩士を取り込んでいったのであろう。飛騨屋に関する先駆的研究者である白山友正氏の言われるように、「組み易しと見ると藩はどこまでも搾り取る手を緩めなかったし、請負人の自衛手段としては公訴しかなかった。これとても、藩の搾取の地位にある幕府は内済（示談）とさせ」ようとした⁷⁰⁾。これほどに、藩の権力は強かったのである。たとえ、嘉右衛門側が松前藩士と名乗って行った営業妨害であったとしても、松前藩を公訴の相手とすることはできなかった。なぜなら、幕藩体制の中に生きる事業家にとって、藩との良好な関係においてのみ、経営の展開が促進されるという厳しい環境であったからである。従って、嘉右衛門に公訴の相手をしぼったのは、飛騨屋側の自衛手段であり、蝦夷地において飛騨屋の事業を継続していくための経営戦略でもあったと理解できる。そのための準備に飛騨屋は相当の神経を使っている。判決が下され、長期間に渡る営業妨害から飛騨屋は解放されることになったが、この後に「クナシリ・メナシの乱」という新たな問題が飛騨屋を待ち受けている。「政治に翻弄された」⁷¹⁾ 蝦夷地の事業家飛騨屋は、その経営環境から新たな挑戦を受けることになる。今後の研究課題としたい。

〔本研究は平成11年度札幌大学研究助成費による成果の一部である。〕

注

- 1) 拙稿「近世期飛騨屋における山林事業経営の展開—初代久兵衛倍行の企業者活動を中心に—」（『札幌大学女子短期大学部紀要』第18号、1991年）参照。
- 2) 拙稿「享保期・元文期における飛騨屋の木材請負経営に関する研究—二代久兵衛倍正の企業者活動を中心に—」（『札幌大学女子短期大学部紀要』第31号、1998年）参照。

- 3) 飛騨屋久兵衛研究会『飛騨屋久兵衛』下呂ロータリークラブ、1983年、p243参照。7歳の亀之助を後見して、飛騨屋の事業経営を助けたのが同郷の今井所左衛門であるが、亀之助が成人して後も、明和6年(1769年)6月10日に没するまでの20数年間という長期にわたり、飛騨屋の現地での運営を受け持ち、武川家と深い関係を続けている。ちなみに、四代目久兵衛益郷は、16歳で父三代目倍安の事業を継承することになるが、その時も今井所左衛門が後見となって活躍している。ただし、二代目所左衛門である(白山友正「飛騨屋久兵衛年表」『函館大学論究』第一輯、1965年)、また飛騨屋久兵衛研究会『飛騨屋久兵衛』、p325も合わせて参照。
- 4) 最近の研究業績を以下に記しておく。特に、1990年代の日本経営史の研究動向の中から商家の経営組織、雇用制度、幕藩体制と商人資本等のジャンルを扱った研究を中心にピックアップしておく(出典は『経営史学』東京大学出版会、第27巻、第1号より第35巻第1号までの「年間回顧」から)。

宇佐美英樹「幕末期城下町の商家と奉公人」(『社会科学』同志社大人文研、43号)、山口徹『日本近世商業史の研究』(東京大学出版会)、西坂清「越後屋京本店手代の規律違反と処分」(『三井文庫論叢』25号)、安岡重明「日欧の家産単独相続に関する覚書」(『社会科学』同志社大人文研、47号)、大石慎三郎『田沼意次の時代』(岩波書店)、安岡重明・藤田貞一郎・石川健次郎編著『近江商人の経営資産—その再評価—』(同文館)、上村雅洋「近江商人谷口兵左衛門家の経営—雇用形態を中心に—」(滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』25号)、北村博司「経営理念形成における『家』制度とその意識—江戸時代の商家の『家』を中心に—」(『大阪女子学園短大紀要』37号)、矢木明夫「江差江商問屋経営の一事例」(『東北学院論集経済学』125号)、西川登「三井越後屋上之店の目録」(神奈川大学『商経論叢』30巻1号)、宮本又郎・阿部武司・宇田川勝・沢井実・橘川武郎『日本経営史—日本型企业経営の発展—江戸から平成へ—』(有斐閣)、安岡重明・天野雅敏編『日本経営史1 近世的経営の展開』(岩波書店)、森下徹『日本近世雇用労働史の研究』(東京大学出版会)、安岡重明『近世商家の経営理念・制度・雇用』(晃洋書房)、宇田川勝・中村青志編『マテリアル日本経営史』(有斐閣)、桑田優『日本近世社会経済史』(晃洋書房)。

飛騨屋に関する1990年までに公刊された研究業績に関しては、拙稿「近世期飛騨屋における山林事業経営の展開—初代久兵衛倍行の企業者活動を中心に—」(『札幌大学女子短期大学部紀要』第18号、1991

年)を参照されたい。1991年以降、1998年までの研究業績は、更に10点の飛騨屋研究が公刊された。拙稿「享保期・元文期における飛騨屋の木材請負に関する研究—二代目久兵衛倍正の企業者活動を中心に—」(『札幌女子短期大学部紀要』第31号1998年)に紹介してある。これも合わせて参照されたい。なお、1999年においては、拙稿「飛騨屋久兵衛の企業者活動とその経営環境に関する研究—三代目倍安を中心に—」(札幌大学女子短期大学部論文編集委員会編『創立30周年記念論文集 地域・情報・文化第三輯』)を挙げておく。

- 5) 竹内誠「宝暦天明期」(吉田晶ほか編『日本史を学ぶ3近世』優斐閣、1976年、所収) p184。
- 6) 田沼時代の経済政策に関しては岩橋勝「近世中後期の経済政策と経済動向」(宮本又次編『基礎経済学大系5 日本経済史』青林書院新社、1997年、p97)ならびに作道洋太郎「江戸時代の経営」(作道洋太郎他著『日本経営史』ミネルヴァ書房、1980年、p44)を参照。
- 7) 『一般教育・歴史』(株)私立大学通信教育協会刊、1983年、p176。また幕府がめざす経済政策を二つの方向にわけて説明しているのは、松本四郎氏(「宝暦—天明期に関する研究と問題点の整理」『歴史学研究』304号)であると竹内誠氏は前掲論文(p183)で指摘している。重要な指摘であるので引用しておこう。「第一に兵庫・西宮の収公や在方株設置を中核とする株仲間結成などにみられるような機内の経済的地位強化のためのテコ入れの方向、第二に蝦夷地開発、貿易計画、貨幣改鑄、金融政策等にみられるような、個別領主権との対立をはらみつつも、全幕藩的規模での政策展開の方向が存した。」
- 8) 本章における田沼意次とその経済政策等の論述に関しては、拙稿「飛騨屋久兵衛の企業者活動とその経営環境に関する研究—三代目倍安を中心に—」、第3章部分 p106~112に依拠している。
- 9) 上村雅洋・宮本又郎「経営組織と経営管理」(安岡重明・天野雅敏『日本経営史1近世的経営の展開』岩波書店、1995年) p151~152。
- 10) 11)については、宮本又郎氏の次の論文に依拠している。宮本又郎「日本型企业経営の起源 第一章」(宮本又郎他著『日本経営史』有斐閣、1995年、p48~49参照)。ところで、株仲間結成のねらいを大石慎三郎氏は流通税の導入であると理解する。つまり直接税の引き上げは止める。新たに元禄以来、特に盛んになった商品流通に課税して、税の不足を補う。いわば、間接税の採用であった。田沼意次は、江戸町奉行大岡越前守忠相の提案・実施した問屋、仲買、小売の仲間組合を利用して、流通税(冥加金)を徴収しようとしたのである(大石慎三

- 郎『田沼意次の時代』岩波書店、1991年、p104参照)。
- 12) 作道洋太郎「江戸時代の経営」、前掲書、p44～45参照。
 - 13) 童門冬二『江戸商人の経済学』丸善ライブラリー、1996年、p97。
 - 14) 宮本又次『近世日本経営史論考』東洋文化社、1979年、p234～235参照。
 - 15) 16) 17) の論述に関しては、上村雅洋・宮本又郎「経営組織と経営管理」(前掲書、p152～153) に依拠している。また、同論文によると当時、株仲間組織の取引上の協定に関する内容として商品検査、度量衡、市立、値組方法の統一、建物物件、格付け、符丁、包装の協定、歩引き、歩戻しの申し合わせ、掛売り期間、代金取り立て法、手形授受の方法、運送上のルールなどがあり、これらの協定は同業者が結成した仲間組織で取り決めが行われた (p153参照)。
 - 18) J. ヒルシュマイヤー・由非常彦『日本の経営発展』東洋経済新報社、1977年、p42参照。なお同書によれば、江戸期の株仲間とヨーロッパにみられるギルドとは、経済的機能についてほとんど大差がみられない。例えば、仲間内での不正な競争を禁止する。取り決められた協定による商品の流通組織を無視(「抜荷」)できなかつた。また、社会的なレベルでも類似性を見出している。株仲間はそれぞれ寺院・守護神を持ち、祭礼等共同の行事に参加し、仲間内では、分限を忘れた行為が仲間全員の制裁となることを認識していたからお上の「法度」に忠実であった。このように、仲間の倫理的行動に対しては、相互に注意を払ったのである(同書、p41)。
 - 19) 拙稿、「飛騨屋久兵衛の企業者活動とその経営環境に関する研究——三代目倍安を中心に——」、p116より引用。
 - 20) 同上論文、p118参照。
 - 21) 宮本又郎「江戸時代の経営」(小林正彬他編『日本経営史を学ぶ1』有斐閣、1976年) p24～25。
 - 22) 安岡重明「概説 江戸期—1880年代」(安岡重明・天野雅敏編『近世的経営の展開』岩波書店、1995年) p 5～6。このような近世的経営体は大店と呼ばれ、江戸・大坂の表通りに大きな店舗を構えていた。また大店の中には、現代まで存続し、発展してきたものもある。その代表として住友家、三井家、鴻池家、大村家、伊藤家等を上げることができる(同書、同ページ)。
 - 23) 山口啓二・佐々木潤之介『体系日本歴史4 幕藩体制』日本評論社、1971年、p91～92。なお、江戸時代初期の特権商人は、朱印船貿易商人の代表として角倉了以、末吉孫左衛門、茶屋四郎次郎等を挙げておく

- (拙稿「江戸時代の商家経営と経営理念の本質」『札幌大学女子短期大学部紀要』第27号、1986年、p 5～7を参照されたい)。
- 24) 作道洋太郎他著『江戸期商人の革新的行動』有斐閣、1978年、p23。ただし、共同企業の形態の中には、西洋のパートナーシップと同じ考え方を持った中井家のケースもある。この特徴は他人資本の導入にある。また、中井家とその支配人との共同事業も存在した。この場合、中井家は機能資本家となり、支配人は労務出資のみを行うことによって成立する共同事業であった(同書、p201参照)。また、同族経営の企業も資産の分散を防ぐ目的が大きな比重を占めているのが共同企業であるとする由井常彦説もここで指摘しておく(同書、p202参照)。
- 25) 田島義博「現代史としての江戸時代」(『日本の商人 第2巻 上方商人の戦略』TBSブリタニカ、1983年) p249。
- 26) 商家経営についての概説は主として竹中靖一『日本的経営の源流—心学の経営理念をめぐって—』(ミネルヴァ書房、1977年、p12～16)によるが、その他に竹中靖一・宮本又次監修『経営理念の系譜—その国際比較—』(東洋文化社、1979年、p56～58)、森川英正『日本経営史』(日経新書、1981年、p23～24)、ならびに豊田武・児玉幸多編『流通史1』(『体系日本史叢書13』山川出版、1969年、p211～217)も合わせて参照した。なお、商家の同族結合に関する研究として中野卓『商家同族団の研究』(未来社、1964年)を挙げておく。
- 27) 商家の相続について若干の補足をしておきたい。相続はほとんどが長子相続制をとっている。家長になることは次のことを意味する。すなわち、家法に従い家名を汚さぬよう家の存続と繁栄のために努力を尽くす義務と責任を引き継ぐことにある。しかし長男が、家業を継ぐのに不適格であったなら、親戚や番頭から適切者を婿養子に迎えることはしばしば当然のように行われた。とくに、能力・性格の明らかな人物を選ぶことの方が血縁の長男の素質や行動に心を悩ますより安易とする考えもあった。このように血縁が商家の相続においては二義的となり、企業体の価値が優先した。そしてこうした配慮こそが、商家の根強い存続をもたらしたひとつの要素であると言えよう(J. ヒルシュマイヤー・由井常彦『日本の経営発展』p43、p62ならびに山本七平「組織的経営の先駆者」(山本七平概説『大番頭の手腕』TBSブリタニカ、1984年) p11～12参照)。
- 28) 番頭への昇進は、年功序列(30歳前後)であったが、能力主義もさまざまな形で取り入れられていた。その評価基準となるのが「才覚・始末・算用」であった。また番頭の座る位置も決まっており、経営事務

を専門に行う帳合方が行った記帳を調べ、検印で確認する仕事も番頭の責任であった（山本七平、前掲論文、p12～13）。また奉公人制について石川健次郎「江戸時代の奉公人雇用制度」（宇田川勝・中村青志『マテリアル日本経営史』有斐閣、1999年、p 6）も合わせて参照されたい。

- 29) 三井家の商家経営については、作道洋太郎氏の論文「江戸時代の経営」（作道洋太郎他著『日本経営史』ミネルヴァ書房、1980年）p56～57に負っている。
- 30) 31) 32) に関しては、作道洋太郎「江戸時代の商家経営」（宮本又次編『江戸時代の企業者活動』日本経済新聞社、1977年）p68～69参照。なお、三井家の店員組織整備の年代・昇進ならびに暖簾分けに関しては、作道氏は中井信彦氏の研究「三井家の経営—使用人制度とその運営」（『社会経済史学』第31巻第6号、1966年、p91～101）を引用しておられる。三井家の営業組織等の経営分析を行った文献として賀川隆行氏の『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、1985年）を挙げておく。
- 33) 作道洋太郎「江戸時代の商家経営」（宮本又次編、前掲書）p72～73と作道洋太郎「江戸時代の経営」（作道他著、前掲書）P58参照。
- 34) 作道洋太郎「江戸時代の商家経営」（前掲書）p73ならびに作道洋太郎「江戸時代の経営」（前掲書）p57。また、森川英正『日本経営史』日経文庫、1981年、p28による。なお、鴻池家の大名貸については、森泰博「鴻池善右衛門家の大名貸」（『社会経済史学』第34回大会特集号、31巻6号、1966年）を挙げておく。
- 35) J. ヒルシュマイヤー・由井常彦『日本の経営発展』p50、本位田祥男『経営史』日本評論社、1966年、p100参照。
- 36) 37) 作道洋太郎「江戸時代の経営」（前掲書）p60～62参照。また、江戸期の帳合法に関する参考文献として、河原一夫『江戸時代の帳合法』（ぎょうせい、1977年）がある。また、中井家に関する帳合法の研究として、小倉栄一郎「経営管理と中井家帳合法」（『社会経済史学』第34回大会特集号、31巻6号、1966年）も合わせて参照されたい。
- 38) 飛騨屋久兵衛研究会『飛騨屋久兵衛』p71～72、白山友正「宝暦期飛騨屋の石狩山及び石狩場所経営」（北海道総務文書課『新しい道史』第2巻、第3号、1964年）p15参照。
- 39) 水原正享「中井源左衛門—近江商人の多店舗経営」（作道洋太郎他著『江戸期商人の革新的行動』有斐閣、1978年）p60参照。
- 40) 工藤睦男編『大畑町史』大畑町役場、1992年、p1215～1216参照。
- 41) 「宝暦8年9月諸勘定目録」（秋田俊一・高橋伸幸・三ツ木芳夫「場所請

負人飛騨屋久兵衛に関する研究—飛騨屋武川久兵衛家所蔵古文書目録〔4〕—『札幌大学女子短期大学部紀要』第20号、1992年) p83~84参照。

- 42) 白山友正、前掲論文、p15。
- 43) 飛騨屋久兵衛研究会、前掲書、p71~72参照。
- 44) 秋田・高橋・三ツ木『飛騨屋武川家文書編年目録』(『札幌大学女子短期大学部紀要』第27号、1996年。第28号、1996年。第29号、1997年)、〔A2-6〕、p85参照。出典は飛騨屋文書「乍恐以書付奉願上候」(安永九子年六月)。
- 45) 同上『編年目録』、〔A2-7〕、p84参照。出典は飛騨屋文書「訴訟書留帳」(安永八年亥年)、安永八亥年より天明元年丑年十月まで飛騨屋元手代嘉右衛門を論人とする訴訟公判記録である。
- 46) 北海道編『新北海道史年表』北海道出版企画センター、1989年、p75。出典は飛騨屋文書「訴訟書留帳」(安永八亥年)。
- 47) 南部大畑の出店支配役嘉右衛門は、姉婿の安左衛門(大畑村在)と共謀して、金2800両余を押領したとの記録がある。出典は飛騨屋文書「訴訟書留帳」(安永八亥年)より。
- 48) 出典は「訴訟書留帳」より。
- 49) 同上『編年目録』、〔A2-8〕、p87参照。出典は飛騨屋文書「差上申一札之事」(天明元丑年十月十一日)。
- 50) 飛騨屋支配人罷免後から公訴に至る十数年間の嘉右衛門の行動についての本節の論述は主として『新北海道史年表』(p68~75)に依拠している。
- 51) 新宮屋久右衛門は江戸表四日市久右衛門のことであり、南部屋嘉右衛門と組んで飛騨屋廃業後の山請負事業に着手したが、その経営はうまくいかず、その上、運上金や御用立金の出費がかさみ、松前藩との関係も悪化した。久右衛門は自衛手段として幕府に公訴し、内済となった。すなわち、久右衛門の実質的勝訴となったのである。藩は商人から搾り取れるだけ、搾り取ろうと搾取の手をゆるめない。従って、そこから逃れるための自衛手段は幕府への公訴よりほかになかった(白山友正「奥蝦夷地場所請負人の自衛手段—安永九年の飛騨屋の公訴を中心として—」p10~11参照。ならびに、秋田・高橋・三ツ木、同上『編年目録』、〔A2-6〕、p86参照)。
- 52) 同上『編年目録』、〔K1-35〕、p77~78参照。出典は飛騨屋文書「乍恐以書付奉願上候御事」(安永二年九月六日)。筆者は久兵衛、受取人は氏家、鈴木(松前藩士)となっている。

- 53) 秋田・高橋・三ツ木、同上『編年目録』、[K1-73]、p79参照。出典は飛騨屋文書「証文之覚」（安永四年未一月晦日）。
- 54) 下林博孝「飛騨屋久兵衛蝦夷地交易方一件について一寛政元・二年蝦夷地騒動公訴に関する一考察」（『岐阜県歴史資料館官報』17号、1994年）p70～71参照。
- 55) 北海道編『新北海道史年表』、安永二年（1773）九月二十五日の項より引用（p73）。
- 56) 『新北海道史年表』、安永八年（1779）二月十八日の項より引用（p75参照）。ただし、出牢する前月の十一日に松前役所にて藩への召抱えを嘉右衛門は申し渡された。しかし、盛岡の獄中にあつたのではなく、南部大畑村に居住していたと飛騨屋側の記録は語っている（飛騨屋文書「安永八亥年訴訟書留帳」。ならびに、秋田・高橋・三ツ木、『編年目録』、「訴訟書留帳」の項[A2-7]、p82～84も合わせて参照）。
- 57) 58) 北海道編『新北海道史年表』、安永八年（1779）二月十八日の項より引用（p75参照）。出典は飛騨屋文書「安永八亥年訴訟書留帳」。
- 59) 本節は主として、飛騨屋文書「訴訟書留帳」（安永八亥年）「乍恐以書付奉願上候」（安永九子年六月）、[訴人] 大原彦四郎御代官所、飛州益田郡湯之島村訴訟人久兵衛・同同人弟久次郎。[論人] 嘉右衛門。「公事一件」（年月不記であるが内容から推定すれば安永九年に関する史料）、「差上申一札之事」（天明元丑年十月十一日、嘉右衛門の業務上押領ならびに、飛騨屋への営業妨害事件への判決書受領証の控）などを参照。ならびに、白山友正「奥蝦夷地場所請負人の自衛手段—安永九年の飛騨屋の公訴を中心として—」も合わせて参照。
- 60) 白山友正、前掲論文、p 3～4。当時、蝦夷地場所往復の積荷の慣例として場所荷物改めの役人が乗船して積載荷物改めを行い、松前到着時に再び役人（沖ノ口改役人）が荷物改めを実施する。船主の荷物以外に水主等の私有荷物（帆待荷物）の少々の積載がある。これは、水主等の低賃金を補う意味があった。松前表での役人改めの折りは、口銭を差し出すことによって許可を得ていた（秋田・高橋・三ツ木、『編年目録』、[A2-6] の項、p86参照）。
- 61) 62) 秋田・高橋・三ツ木、同上書、「訴訟書留帳」、[A2-7] の項、p82～83参照。出典は飛騨屋文書「安永八亥年訴訟書留帳」。ならびに、白山友正、同上論文、p 7 参照。
- 63) 公訴状は、飛騨屋文書「乍恐以書付奉願上候」（安永九子年六月）を白山友正氏が翻刻したものを引用（白山友正、同上論文、p 7～10）。
- 64) 秋田・高橋・三ツ木、同上書、[A2-6] の項、p86参照。出典は飛騨屋

文書「安永八亥年訴訟書留帳」。ならびに、白山友正、同上論文、p 7 参照。

- 65) 秋田・高橋・三ツ木、同上書、[A2-8] の項、p87～88参照。出典は飛騨屋文書「差上申一札之事」（天明元丑年十月十一日）。
- 66) 飛騨屋三代目の経営環境に関しては、拙稿「飛騨屋久兵衛の企業者活動とその経営環境に関する研究—三代目倍安を中心に—」を参照。
- 67) 表1参照。ならびに秋田・高橋・三ツ木、同上書、[A2-7] の項、P82 参照。出典は飛騨屋文書「安永八亥年訴訟書留帳」。
- 68) 賀川隆行「近世商人の同族組織」（朝尾直弘他編『日本の社会史』（第6巻）岩波書店、1988年）p158～159。
- 69) 足立政男『老舗の家訓と家業経営』広池学園事業部、1974年、p391～392参照。
- 70) 白山友正、前掲論文、p11。
- 71) 小倉栄一郎氏は、近江商人の蝦夷地での活動を描いた部分において、近江商人もまた松前藩の政治機構の中で「政治に翻弄された」ことを指摘している（小倉栄一郎『近江商人の開発力』中央経済社、1989年、p 3）。